

波田堰だより

発行
松本市波田4417-1
東筑摩郡波田堰土地改良区
発行人 百瀬 元幸
TEL (0263)92-8919
FAX (0263)92-8919
平成29年 4月

☆ごあいさつ☆

波田堰土地改良区
理事長 百瀬 元幸

新緑の候、組合員の皆様におかれましては、農繁期に入り、お忙しい毎日をお過ごしのことと思います。

平素は、波田堰土地改良区の業務運営にあたりまして、格段のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去年の役員改選により大半の役員が新しくなった中で、この一年を総括しますと、すべての業務が初めての事ばかりで、右往左往した日々となってしまいました。反省点や課題も徐々に見えてきています。

受益地区内の水路は昭和四十年代に整備されて以来、五十年が経過しようとしており、その老朽化が進んでいることから、目地補修等の工事を随時行っていますが、抜本的な解決には程遠い状況です。

このため、今後十年以内には更新整備が必要な状況となってきていると思われま

す。また、受益地のすべての水田にスムーズに用水が行き届くようにすることが重要な業務のひとつとなっていますが、それぞれの状況が異なる水田への水配業務の難しさも感じられ、耕作者との綿密な連絡調整の必要性を感じております。

その他、一昨年より本格稼働した小水力発電所の発電効率の向上と、より収益性のある維持管理等を含め、様々な関連業務を遂行することにより、農業用水を永続して安定的に確保し供給するために、役職員一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、組合員の皆様のより一層のご協力とご理解をお願い申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。

改良区の事務所が波田支所の2階から1階に移転しました。正面玄関から入り突き当りの部屋です。(市役所受付の横になります。)是非、お越し下さい。

「耕作者による水路の清掃」について御礼

平成15年度から実施していただいております波田堰の各支線水路の清掃について、皆様の御協力に御礼申し上げます。4月2日に総代の方々により清掃確認をしていただき、その後、役員・水配人にて通水作業を行いました。無事通水できましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、同時に総代の方々に水路の補修箇所等の点検等を行っていただきましたが、水路の不都合がありましたら、事務局又は地区の役員・総代までご一報ください。

賦課金の納入について

土地改良区は、組合員の皆様からの賦課金によって運営しております。貯金口座の残高をご確認の上、賦課金は期限内に納入していただきますよう、皆様の御協力をお願いいたします。(賦課額については同封の通知書をご覧ください。)

尚、口座の変更、組合員名義の変更等がございましたら、事務局までご連絡下さい。

平成29年度賦課金及び徴収期日

(地籍割、均一賦課)

- ◆ 経常賦課金 10a当り 2,600円 納期 5月25日
- ◆ 維持管理積立金賦課金 10a当り 1,000円 納期 5月25日
- ◆ 水利管理賦課金(転作田、水田一律) 10a当り 2,500円 納期7月25日
(但し、わしぼら・巾下・車坂・北南浦・水沢田除く)



お知らせ

今年の水配人さんと担当水路

押出原～ 3号水路	大月 勝彦さん (Tel 080-1091-5187)
4号水路～ 6号水路	阿部 修さん (Tel 080-4003-5130)
7号水路～ 10号水路	波多腰 茂雄さん (Tel 090-1867-0783)
11号水路～ 14号水路	百瀬 光史さん (Tel 090-9358-3313)

以上の皆さんです。どうかよろしくお願いします!

4月にお送りしました水管理の通知をご確認いただき、スムーズな水管理ができますよう御協力をお願いします。

水配期間 5月1日～8月31日

5月中は大事な時期ですので、水配人の皆さんには日曜日にも出勤していただきます(5月28日のみ休み)が、**6月1日以降、水配人は日曜日休みとなりますので**ご理解下さい。

4月30日まで及び9月1日以降は各支線水路には通水してありますが、各耕作者の管理となりますので、よろしくお願いします。

組合員の皆様へお願い

近年、水路に草がつまり下流の農地に水が溢れる被害が多くなっています。水路際の草刈りをする際には、水路に草を流さないようご注意ください。

また、水路の上には、はげ木等物を絶対に置かないで下さい。草やゴミのつまる原因になるほか、水路に負担がかかり水路の壊れる原因になります。

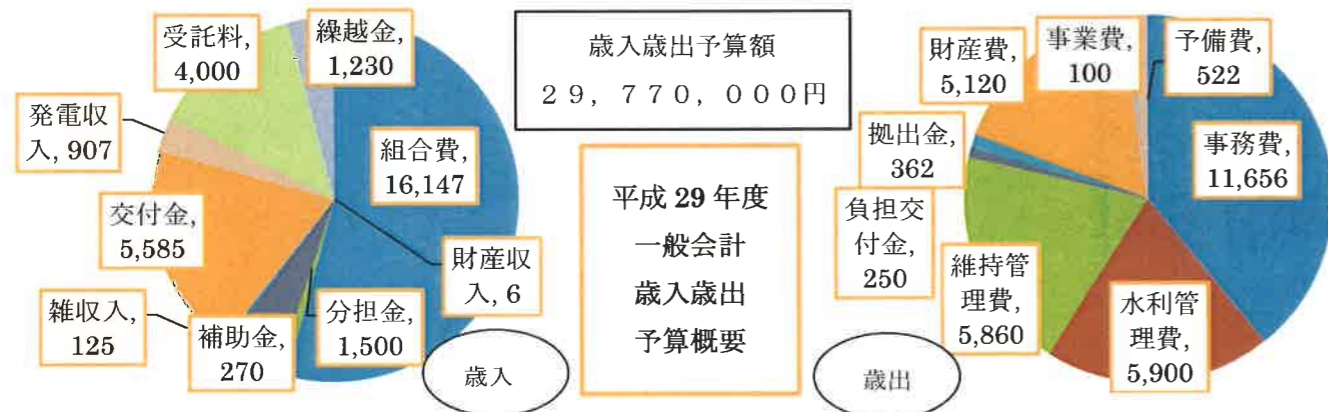
置いてある場合は撤去していただくこととなります。

平成28年度通常総代会開催

平成29年3月6日(月)、平成28年度通常総代会が波田公民館において開催されました。百瀬理事長より出席の総代各位に、日頃の土地改良区業務運営に対する理解と協力に対し、感謝の言葉が述べられました。さらに今後の協力についてもお願いをした後、提出議案の慎重審議を御願する旨の挨拶がありました。議事進行は議長 百瀬實三総代(14区)のもと、審議がなされ次の全10議案が原案どおり可決承認されました。

* 総代会提出議案

- 議案第1号 波田下の段土地改良区との「合同事務所予備契約書」の一部変更について
- 議案第2号 波田堰土地改良区規約の一部改正について
- 議案第3号 波田堰土地改良区監査細則の改定について
- 議案第4号 平成28年度一般会計第2号補正予算、決済金特別会計第1号補正予算、維持管理積立金特別会計第2号補正予算、発電事業特別会計第1号補正予算について
- 議案第5号 平成29年度事業計画について
- 議案第6号 平成29年度賦課徴収に関する件について
- 議案第7号 平成29年度土地改良事業決済金特別徴収金について
- 議案第8号 平成29年度一般会計歳入歳出予算、決済金特別会計歳入歳出予算、職員退職給与金特別会計歳入歳出予算、維持管理積立金特別会計歳入歳出予算、発電事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第9号 平成29年度一時借入金最高限度額及び借入先の決定について
- 議案第10号 平成29年度金銭預け入れ先金融機関の決定について
- 報告事項 平成28年度中間監査報告



水路等の補修

波田堰土地改良区が平成26年度から参画し活動している波田地区地域資源保全活動組織では、多面的機能支払交付金制度を使って、農業用排水路等の改良区施設の補修工事等を実施しています。平成29年度は目地補修、水路嵩上げ工等を実施しました。



目地補修（開田）



防草シート設置（開田）



嵩上げ工事（開田）

＝平成28年度臨時総代会＝

平成28年度臨時総代会が平成28年12月5日(月)に波田公民館で開催されました。議長 百瀬通久総代(3区)の議事進行のもと、議案第1号の平成27年度事業報告、一般会計・特別会計決算、財産目録の承認、その他、平成27年度一般会計・特別会計の補正予算など4議案が承認されました。一般会計決算・特別会計決算は次の通りです。

平成27年度一般会計歳入歳出決算書

歳入		歳出			
1	組合費	16,372,321	1	事務費	8,684,287
2	財産収入	4,373	2	水利管理費	4,913,969
3	補助金	270,000	3	維持管理費	458,767
4	分担金	1,794,434	5	負担交付金	12,768,418
5	雑収入	81,524	6	拠出金	300,000
6	交付金	930,000	7	財産費	8,352,200
7	繰入金	13,707,682	8	事業費	40,392
9	発電収入	907,000	9	予備費	0
10	受託料	2,000,000			
11	繰越金	1,623,370			
歳入合計		37,555,174	歳出合計		35,518,033
		歳入歳出差引残高		2,037,141円	

平成27年度特別会計歳入歳出決算

特別会計名	歳入(円)	歳出(円)	差引残高(円)
決済金(農地転用)	77,307	77,307	0
発電事業	2,102,656	2,006,234	96,422
維持管理積立金	23,116,400	0	23,116,400
職員退職給与積立金	3,203,626	0	3,203,626

名義変更等は、必ず改良区へ届け出て下さい

(所定の様式がありますので、事務局までご連絡下さい。Tel 92-8919)

次の場合には、本改良区へ届け出て下さい。

- 農地を売買または交換したとき。相続等されたとき。
- 組合員が亡くなったとき。
- 後継者に経営移譲するとき。
- 組合員の住所等に変更が生じたとき。

農地転用について

農地を農地以外の目的で使用する時は、土地改良区へ届出が必要です。農地転用(地区除外)の手続きは必ず行って下さい。公共事業の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。用地買収・価格交渉の際等、事業主体(買収者)と十分話し合い、決済金・組合員賦課金・転用手続き等、疑義無いようお願いいたします。

改良区に登録してある台帳(組合員名簿)の変更は、直接改良区へ届け出て下さい。組合員の死亡や受益地の所有者名義の変更等を市町村や法務局で手続きしても改良区の台帳は変更されませんので、ご注意ください。